

長浜水道企業団指定給水装置工事事業者

～ 各種届出等について ～

長浜水道企業団指定給水装置工事事業者が、各種変更等の事由が生じた際の届出については下記のとおりです。原則A4サイズで提出してください。

なお、届出期限内に提出できなかった場合は、理由書を添付してください。

★指定事項の変更

- (1) 届出書類・・・「給水装置工事事業者指定事項変更届出書」（様式第10）
- (2) 届出期日・・・変更のあった日から**30日以内**
- (3) 添付書類・・・下記参照

変更事項		添付書類				注意事項
		定款	履歴事項 全部証明書	住民票の 写し	誓約書	
		コピー	原本	原本	原本	
氏名または名称	法人	○	○		○	※定款は原本証明したもので、直近のもの ※履歴事項全部証明書は交付日から3ヶ月以内のもの ※住民票の写しは、個人番号（マイナンバー）が記載されていないもので、交付日から3ヶ月以内のもの
	個人			○	○	
住所	法人	○	○			
	個人			○		
代表者	法人	○	○		○	
役員	法人		○		○	
事業所の名称 または所在地	法人					※支店の移転等本店の変更登記や住民登録の変更を伴わないもの
	個人					

※ 法人・個人を問わず事業者の承継（個人から個人への相続、個人から法人への組織化、法人から法人への営業譲渡、合併に伴う新会社の設立）は一切できません。この場合には「廃止」→「新規」の手続きを行ってください。

※ 「有限」から「株式」への組織変更の場合には同一法人とみなし、名称変更のみとなります。

※ 氏名または名称の変更の場合は、「長浜水道企業団指定給水装置工事事業者証」（指定証）を差し替えて交付しますので、指定証を持参してください。

★給水装置工事主任技術者の変更

- (1) 届出書類・・・「給水装置工事主任技術者選任・解任届出書」（様式第3）
- (2) 届出期日・・・当該事由が発生した日から**14日以内**
- (3) 添付書類・・・選任の場合は、以下の書類を提出してください
 - ① 「給水装置工事主任技術者免状」のコピー